

白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要

【家庭的保育事業】

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 利用定員 《国の基準に従うべきもの》	<p>教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（3つの認定区分）を受けることが必要となる。</p> <p>1号認定：教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で教育を希望する場合</p> <p>2号認定：保育認定 子どもが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合</p> <p>3号認定：保育認定 子どもが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合</p> <p>1 認定こども園 利用定員の数を20人以上とし、1号から3号認定の子どもの区分ごとに定める。</p> <p>2 保育所 利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定の子どもの区分ごとに定める。</p> <p>3 幼稚園 1号認定の子どもの区分ごとに定める。</p>	第4条 第37条	国の基準と同様とします。

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 利用定員《国の基準に従うべきもの》	<p>4 家庭的保育事業 利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定の子どもの区分ごとに定める。</p> <p>5 小規模保育事業 A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定の子どもの区分ごとに定める。</p> <p>6 居宅訪問型保育事業 利用定員の数を1人とし、3号認定の子どもの区分ごとに定める。</p> <p>7 事業所内保育事業 雇用する労働者の子ども・3号認定の子どもの区分ごとに定める。</p> <p>※3号認定の子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める。</p>	第 4 条 第 37 条	国の基準と同様とします。
2 定員の遵守 《国の基準を参考に定めるもの》	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。	第 22 条 第 48 条	国の基準と同様とします。

【運営に関する基準】

3 内容、手続の説明及び同意 《国の基準に従うべきもの》	<p>特定教育・保育等の提供開始に当たって、保護者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行った上で、同意を得なければならない。</p> <p>※運営規定の概要、利用者負担等</p>	第 5 条 第 1 項 第 38 条 第 1 項	国の基準と同様とします。
---------------------------------	---	-----------------------------------	--------------

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案	
	主な内容	厚生労働省令条文		
3	内容、手続の説明及び同意 《国の基準に従うべきもの》	保護者からの申出があった場合には、重要事項を記した文書の交付に代えて、保護者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録したメールでの送信、ホームページでのダウンロード等により提供することができる。	第 5 条 (第 1 項を除く) 第 38 条 (第 1 項を除く)	国の基準と同様とします。
4	応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） 《国の基準に従うべきもの》	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第 6 条 第 1 項 第 39 条 第 1 項	国の基準と同様とします。
5	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 《国の基準に従うべきもの》	定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については、明示を求める。 ①教育標準時間認定（1号）を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。 ②保育認定（2号、3号）を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う等	第 6 条 (第 1 項を除く) 第 39 条 第 1 項 を除く)	国の基準と同様とします。
6	支給認定証の確認、支給認定申請の援助《国の基準を参考に定めるもの》	施設・事業者は、利用開始に当たって、支給認定証で受給資格の確認（利用期間等）を行う。 施設・事業者は、認定申請が行われていない利用者については、申込みの意思を踏まえて、速やかに申請がなされるよう援助をする。	第 8 条 第 9 条 第 50 条	国の基準と同様とします。

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
7	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 《国の基準に従うべきもの》	幼稚園は、幼稚園教育要領、保育所は、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、適切に教育・保育の提供をしなければならない。 地域型保育事業所は、保育所保育指針に準じて、適切に保育を提供しなければならない。	第15条 第44条 国の基準と同様とします。
8	子どもの心身の状況の把握 《国の基準を参考に定めるもの》	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるものとする。	第10条 第41条 国の基準と同様とします。
9	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） 《国の基準に従うべきもの》	1) 利用児童の平等の取扱い 支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 2) 虐待等の禁止 職員は、支給認定子どもに虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 3) 懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し支給認定子どもの福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	第24条 第25条 第26条 第50条 国の基準と同様とします。
10	連携施設との連携（地域型保育事業のみ） 《国の基準に従うべきもの》	地域型保育事業の利用年齢が3歳未満児のため、それ以降の受け皿の確保等が必要となるため、地域型保育事業を行う事業者に対し、保育内容に関する支援や、連携施設の確保をする。	第42条 国の基準と同様とします。

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案	
	主な内容	厚生労働省令条文		
11	利用者負担額の徴収（実費徴収、 上乗せ徴収を含む） 《国の基準に従うべきもの》	施設・事業者は、法に定める利用者負担額を受領するほか、それ以外に、必要な範囲において実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由等を書面により明らかにし、同意を得なければならない。	第 13 条 第 43 条	国の基準と同様とします。
12	保護者に関する市町村への通知 （不正受給の防止） 《国の基準を参考に定めるもの》	施設・事業者は、給付を受けている子どもの保護者が虚偽その他不正行為によって教育・保育の提供を受け、又は受けようとしていることを把握した場合は、市町村に通知しなければならない。	第 19 条 第 50 条	国の基準と同様とします。
13	特別利用保育・特別利用教育の基準（定員外利用の取扱い） 《国の基準に従うべきもの》	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設等で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準によることを基本とする。 ※特別利用保育：1号認定の子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る）から受ける保育 ※特別利用教育：満3歳以上の2号の認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る）から受ける教育 ※特別利用地域型保育：1号認定の子ども及び満3歳以上で2号の認定子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育	第 35 条 第 36 条 第 51 条 第 52 条	国の基準と同様とします。

【管理・運営に関する基準】

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
14	運営規程の策定《国の基準を参考に定めるもの》	<p>施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>＜運営規程＞</p> <p>① 施設・事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する教育・保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容 など</p>	<p>第 20 条</p> <p>第 46 条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>
15	秘密保持、個人情報保護 《国の基準に従うべきもの》	<p>施設・事業所の管理者及び職員は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>※退職後も引き続き適用</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、文書により同意を得ておかなければならない。</p>	<p>第 27 条</p> <p>第 50 条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>
16	事故発生の防止及び発生時の対応 《国の基準に従うべきもの》	<p>事故の発生（再発）防止ための措置を講じ、事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかに連絡を行うとともに必要な措置等を講じなければならない。</p>	<p>第 32 条</p> <p>第 50 条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>
17	評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>施設・事業者は、自己評価およびそれに基づく改善を行わなければならない。</p> <p>施設・事業者は、保護者その他の第三者評価等を受け、結果の公表及び改善に努めなければならない。</p>	<p>第 16 条</p> <p>第 45 条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
18	苦情解決 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>施設・事業者は、子どもや保護者等からの苦情に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>施設・事業者は、苦情に関して市町村が行う指導又は助言に対し、必要な改善を行い、その報告をしなければならない。</p>	<p>第30条 第50条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>
19	会計区分 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>公費の透明性確保の観点から、特定教育・保育施設・地域型保育の事業ごとの区分経理を行わなければならない。</p>	<p>第33条 第50条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>
20	記録の整備 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第34条 第49条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>
21	管理・運営に関するその他の事項 《国の基準を参考に定めるもの》	<p>ア) 勤務体制の確保 適切な教育・保育等を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。</p> <p>イ) 誇大広告の禁止 特定教育・保育施設について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>ウ) 情報の提供等 提供する特定教育・保育等の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第21条 第28条 第47条 第50条</p> <p>国の基準と同様とします。</p>